

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

条 例  
○福島県税条例の一部を改正する条例

## 条 例

福島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県条例第五十五号

#### 福島県税条例の一部を改正する条例

福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。  
第三十九条第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「ガス供給業」の下に「（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のものうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）」を加える。

第四十条の三第一項中「一戸につき千二百万円」を「一戸」に改め、「以下」の下に「不動産取得税において」を加え、「につき千二百万円」を「」について千二百万円」に改め、同条第三項中「。第四十条の十六の二を」。「第四十条の十三第三項」に、「第四十条の十三第二項、第四十条の十四第二項及び第四十条の十六の二を」。「第四十条の十三第二項及び第三項並びに第四十条の十四第二項」に、「につき」を「について」に改める。

第四十条の十三第一項中「においては」を「には」に、「この項及び次項並びに次条第二項」を「この条及び次条第二項」に、「二戸について」を「一戸」に、「について」

を」について」に改め、同項第三号中「に係る」を「の用に供する」に改め、同条第八項中「及び第四項」を「から第五項まで」に、「ほか、第一項の」を「ほか、」に、「場合の」を「場合における」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「又は第二項」を「から第三項までのいずれか」に、「第四項各号」を「第五項各号」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項後段中「第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項本文中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項後段中「場合においては」を「ときは」に、「適用する」を「適用する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「においては」を「には」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から百五十万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項、次条第一項及び第二項、第四十条の十六の二並びに第四十条の十六の八第一項において同じ。）一戸についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合には、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

一 土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第四十条の十六の二の規定に該当する場合に限る。）

二 土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得していた場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第四十条の十六の二の規定に該当する場合に限る。）

第四十条の十四第一項中「又は第二項第一号」を「、第二項第一号又は第三項」に改め、「一年以内」の下に「、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第四十条の十六の二の規定に該当することとなつた日前行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から六月以内」を加え、同条第二項中「又は当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅を一年以内に取得すること」を「、当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅を一年以内に取得すること又は当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得の日から六月以内に第四十条の十六の二に規定する耐震改修を完了すること」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「又は第二項第一号」を「、第二項第一号又は第三項」に改め、「前条第二項第一号」の下に「又は第三項」を加え、「前条第五項」を「前条第六項」に改める。

第四十条の十五中「によつて」を「により」に、「若しくは第二項第一号」を「、第

二項第一号若しくは第三項」に改める。

第四十条の十六第一項中「又は第二項第一号」を、「第二項第一号又は第三項」に、「によつて」を「により」に改める。

第四十条の十六の二中「(既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この条及び第四十条の十六の八第一項において同じ。)」を削る。

附則第七条の二の四中「第四十二条の十第五項」の下に、「所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)附則第八十九条第一項の規定によりその例によることとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項」を加える。

附則第七条の四の四第一項中「第二十五項及び第二十六項(同条第二十八項)を「から第二十七項まで及び第二十八項(同条第三十項)に、「同条第二十九項」を「同条第三十一項」に、「」において」を「」に改め、同条第三十項中「第二十五項及び第二十七項(同条第二十八項)を「から第二十七項まで及び第二十九項(同条第三十項)」に、「同条第二十九項」を「同条第三十一項」に、「」において」を「」の規定により」に改める。

附則第八条第三項中「ガス供給業」を「第三十九条第一項第二号に規定するガス供給業」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4 第三十九条第一項第一号アに掲げる法人(法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人(次項において「連結申告法人」という。)を除く。)に対する事業税の付加価値割の課税標準の算定については、平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項及び次項において同じ。))分の事業税に限り、次に掲げる要件を満たす場合(当該法人の租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第四号に規定する雇用者給与等支給額が当該法人の同項第五号に規定する比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。))には、各事業年度の付加価値額から、当該雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額に、各事業年度の法第七十二条の十四に規定する収益配分額から法第七十二条の二十第二項に規定する雇用安定控除額を控除した額を当該収益配分額で除して計算した割合(次項において「雇用安定控除調整率」という。)を乗じて計算した金額を控除する。

一 当該法人の租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第六号に規定する継続雇用者給与等支給額から当該法人の同項第七号に規定する継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の三以上であること。

二 当該法人の租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第八号に規定する国内設備投資額が当該法人の同項第九号に規定する当期償却費総額の百分の九十に相当する金額以上であること。

5 第三十九条第一項第一号アに掲げる法人(連結申告法人に限る。)に対する事業税の付加価値割の課税標準の算定については、平成三十年四月一日から平成三十三年三

月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、次に掲げる要件を満たす場合(当該法人の租税特別措置法第六十八条の十五の六第三項第三号に規定する雇用者給与等支給額が当該法人の同項第四号に規定する比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。))には、各事業年度の付加価値額から、当該雇用者給与等支給額から当該比較雇用者給与等支給額を控除した金額に、各事業年度の雇用安定控除調整率を乗じて計算した金額を控除する。

一 当該法人の継続雇用者給与等支給額(租税特別措置法第六十八条の十五の六第三項第五号に規定する継続雇用者給与等支給額をいう。以下この号において同じ。))から当該法人の継続雇用者比較給与等支給額(同項第六号に規定する継続雇用者比較給与等支給額をいう。以下この号において同じ。))を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合又は当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。次号において同じ。))がある各連結法人(同条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。次号において同じ。))の継続雇用者給与等支給額の合計額から当該法人及び当該各連結法人の継続雇用者比較給与等支給額の合計額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額の合計額に対する割合が百分の三以上であること。

二 当該法人の国内設備投資額(租税特別措置法第六十八条の十五の六第三項第七号に規定する国内設備投資額をいう。以下この号において同じ。))が当該法人の当期償却費総額(同項第八号に規定する当期償却費総額をいう。以下この号において同じ。))の百分の九十に相当する金額以上であること又は当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係がある各連結法人の国内設備投資額の合計額が当該法人及び当該各連結法人の当期償却費総額の合計額の百分の九十に相当する金額以上であること。

附則第八条第六項を削り、同条第七項中「第四項及び第五項」を「前二項」に、「これらの規定中「当該雇用者給与等支給増加額」を「第四項中「比較雇用者給与等支給額を控除した」に、「当該雇用者給与等支給増加額」を「比較雇用者給与等支給額を控除した金額」に、「第七項」を「第六項」に改め、「労働者派遣をいう。以下この項」及び「船員派遣をいう。以下この項」の下に「及び次項」を加え、「又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上益金の額に算入されるもの」を削り、「派遣労働者をいう」及び「派遣船員をいう」の下に「次項において同じ」を加え、「場合は」を「場合には」に、「金額」を「と、前項中「比較雇用者給与等支給額を控除した」とあるのは「比較雇用者給与等支給額を控除した金額に、法第七十二条の十五第一項に規定する各事業年度の報酬給与額を当該報酬給与額及び各事業年度において労働者派遣又は船員派遣の対価として当該労働者派遣又は当該船員派遣の役務の提供を受けた者から支払を受ける金額(当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上益金の額に算入されるものに限る。))に百分の七十五の割合を乗じて得た金額(当該金額が当該労働者派遣に係る派遣労働者又は当該船員派遣に係る派遣船員に係る同項に規定する合計額を超える場合には当該合計額)の合計額で除して計算した割合を乗じて計算した」に改め、同項を同条第六項とし、同条

第八項中「当該雇用者給与等支給増加額」を「比較雇用者給与等支給額を控除した」に、「当該雇用者給与等支給増加額」を「比較雇用者給与等支給額を控除した金額」に、「第八項」を「第七項」に、「事業」を「事業に係る額」に、「その他の事業」という。）に係る額を「特定雇用者給与等支給額」という。）に、「雇用者給与等支給額のうちその他の事業に係る額」を「特定雇用者給与等支給額」に、「金額」とを「」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「前二項において」を「前二項の規定により」に、「雇用者給与等支給増加額」を「雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額（以下この項において「控除対象額」という。）に、「雇用者給与等支給増加額は」を「控除対象額は」に、「雇用者給与等支給増加額」を「控除対象額」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条に次の一項を加える。

11 電気供給業を行う法人が、電気事業法第九十七条第一項に規定する卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて、当該電気の供給を行う場合における第三十九条の四第一項第二号の各事業年度の収入金額は、平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、第三十九条の四第四項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から施行令附則第六条の二第八項に規定する金額を控除した金額による。

附則第八条の九第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「同項第一号」を「同項」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「同号」を「第四十条の十三第一項第一号」に、「土地の取得の日」を「同日」に、「当該取得の日から三年以内に同項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として」を「同号に規定する」に改める。

附則第九条第三項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第六項中「つき千二百万円」を削り、「（以下）の下に「不動産取得税において」を加え、同条第八項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附則第九条の二第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「若しくは第三項」を「から第三項まで」に、「若しくは第四項」を「、第四項若しくは第六項」に改める。

附則第九条の四第二項中「又は第二項第一号」を「、第二項第一号又は第三項」に改め、「から一年以内」の下に、「同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第四十条の十六の二の規定に該当することとなつた日前行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から六月以内」を加え、「当該土地」とあるのは「当該施設」とを、「当該土地」とあるのは「、当該施設」とに、「又は当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅を一年以内に取得すること」を、「当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅を一年以内に取得すること又は当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得の日から六月以内に第四十条の十六の二に規定する耐震改修を完了すること」に、「こと」と、「当該

土地」とあるのは「当該施設」を「こと」と、「により当該土地」とあるのは「により当該施設」に、「若しくは第二項第一号」を「、第二項第一号若しくは第三項」に改め、同条第三項中「この項及び次項並びに次条第二項」を「この条」に、「一戸について」を「一戸」に、「ものについて」を「もの」に改め、同条第四項中「第四十条の三第一項に規定する」を削り、「附則第九条の三第一項に規定するもの」の下に「（以下この項及び第六項において「住宅性能向上改修工事」という。）を加え、「改修工事を」「住宅性能向上改修工事」に改め、「以下この項」の下に「及び第六項」を加え、同条第五項中「又は第二項第一号」を「、第二項第一号又は第三項」に改め、「から一年以内」の下に、「同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第四十条の十六の二の規定に該当することとなつた日前行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から六月以内」を加え、「当該土地」を「、当該土地」に、「当該改修工事対象住宅」を「、当該改修工事対象住宅」に、「又は当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅を一年以内に取得すること」を「、当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅を一年以内に取得すること又は当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得の日から六月以内に第四十条の十六の二に規定する耐震改修を完了すること」に、「若しくは第二項第一号」を「、第二項第一号若しくは第三項」に改め、同条に次の二項を加える。

6 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限り。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅性能向上改修住宅で施行令附則第九条の四に規定するもの（以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、当該税額から百五十万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合には、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

7 第四十条の十四（第三項後段を除く。）第四十条の十五及び第四十条の十六の規定は、前項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第四十条の十四第一項中「前条第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「附則第九条の四第六項」と、

「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第四十条の十六の二の規定に該当することとなつた日前行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から六月以内」とあるのは「当該取得の日から二年以内」と、「当該土地」とあるのは、「当該改修工事対象住宅用地」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項各号列記以外の部分中「当該土地の上に二年以内に特例適用住宅を新築すること、当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅を一年以内に取得すること又は当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得の日から六月以内に第四十条の十六の二に規定する耐震改修を完了すること」とあるのは「改修工事対象住宅用地を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供すること」と、「当該土地の取得」とあるのは「当該改修工事対象住宅用地の取得」と、同項第二号及び第三号中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、同項第四号中「土地の上に住宅の新築を予定している者又はその取得を予定している者の住所及び氏名（法人にあつては、その所在地、名称及びその代表者の氏名）」とあるのは「特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地の譲渡を受ける予定者の住所及び氏名（当該予定者が決定している場合に限る。）」と、同項第五号中「住宅の着工及び完成予定年月日又は住宅の取得予定年月日」とあるのは「特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地の譲渡予定年月日」と、同項第六号中「住宅」とあるのは「改修工事対象住宅」と、同条第三項各号列記以外の部分中「前条第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「附則第九条の四第四項」と、同項第二号及び第三号中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、同項第四号中「土地の上に住宅を新築した者又は取得した者の住所及び氏名（法人にあつては、その所在地、名称及びその代表者の氏名）」とあるのは「特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地の譲渡を受けた者の住所及び氏名」と、同項第五号中「住宅の着工及び完成年月日又は住宅の取得年月日」とあるのは「特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地の譲渡年月日」と、第四十条の十五中「第四十条の十三第一項第一号、第二項第一号若しくは第三項」とあるのは「附則第九条の四第六項」と、第四十条の十六第一項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、「第四十条の十三第一項第一号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「附則第九条の四第六項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項第二号から第四号までの規定中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、同項第五号中「土地の上に住宅を新築した者又は取得した者の住所及び氏名（法人にあつては、その所在地、名称及びその代表者の氏名）」とあるのは「特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地の譲渡を受けた者の住所及び氏名」と、同項第六号中「住宅の着工及び完成年月日又は住宅の取得年月日」とあるのは「特定住宅性能

向上改修住宅の敷地の用に供する土地の譲渡年月日」と、同項第七号中「住宅」とあるのは「改修工事対象住宅」と読み替えるものとする。  
 附則第九条の五第一項中「によつて」を「により」に改め、「」をいう。」の下に「第三項において同じ。」を加え、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「又は第二項」を「から第三項まで及び前条第六項」に改め、「不動産取得税の課税標準となるべき」を削り、同条第三項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「によつて」を「により」に、「にあつては」を「には」に、「中に第一項に規定する」を「中に」に、「若しくは第十二項」を「及び第十二項」に、「又は附則第九条第一項の」を「並びに附則第九条第一項の」に、「これらの規定中」登録された価格」とあるのは「登録された価格（当該価格のうち附則第九条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額）」と、「附則第九条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格（当該価格のうち附則第九条の五第一項に規定する宅地評価土地（以下「宅地評価土地」という。）の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）」に改め、同項に次の表を加える。

<p>第四十条の三第十一項及び第十二項第一号、第四十条の十六の三並びに附則第九条第一項</p>	<p>登録された価格</p>	<p>登録された価格のうち附則第九条の五第一項に規定する宅地評価土地（以下「宅地評価土地」という。）の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額</p>
<p>第四十条の三第十一項及び第十二項第一号、第四十条の十六の三並びに附則第九条第一項</p>	<p>決定した価格</p>	<p>決定した価格のうち宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額</p>

	決定した価格	
		の二分の一に相当する額を 加算して得た額
決定した価格のうち宅地評 価土地の部分以外の部分の 価格に相当する額に当該宅 地評価土地の部分の価格の 二分の一に相当する額を加 算して得た額		

附則第九条の八を削り、附則第九条の九を附則第九条の八とする。  
附則第十条の二の四第二項から第八項までの規定中「第十二項」を「第十三項」に改める。

附則第十条の二の五中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年九月三十日」に改める。

附則第十条の二の六第九項中「装置（以下この項から第十一項まで）を「装置（以下この項から第十二項まで）」に、「並びに衝突」を「衝突」に改め、「衝突被害軽減制御装置」という。）の下に「又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか二以上」を加え、「第三号」を「第四号」に改め、同項第三号中「及び同条」を「同条」に、「いずれにも」を「又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「附則第四条の六の第十二項」を「附則第四条の六の第十三項」に、「第十一項」を「第十三項」に、「及び同条」を「同条」に、「のいずれにも」を「又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「乗用車（施行規則附則第四条の六の第八項に規定するものに限る。）又はバス（施行規則附則第四条の六の第九項に規定するものに限る。）（第十一項及び第十二項において「バス等」という。）」を「バス等」に、「車両安定性制御装置に係る保安上又は」を「車両安定性制御装置に係る保安上若しくは」に、「附則第四条の六の第二十項」を「附則第四条の六の第十二項」に、「第十一項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」を「第十二項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」に、「及び同条」を「同条」に、「衝突被害軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の六の第十一項に規定するもの（以下この項から第十一項までにおいて「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも」を「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 車両総重量が五トン以下の乗用車（施行規則附則第四条の六の第八項に規定するものに限る。）又はバス（施行規則附則第四条の六の第九項に規定するものに限る。）（以下この条において「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の六の第十項に規定するもの（以下この項から第十二項までにおいて「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。）及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の六の第十一項に規定するもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

10 附則第十条の二の第六第十項を次のように改める。  
車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するものうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第四条の六の第十四項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第四十五条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

附則第十条の二の六第十三項中「附則第四条の六の第十七項」を「附則第四条の六の第十八項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「車両総重量が十二トンを超えるバス等」を「バス等及び車両総重量が三・五トンを超え二十トン以下のトラック」に、「車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の六の第十五項に規定するもの」を「車線逸脱警報装置に係る保安基準」に、「附則第四条の六の第十六項」を「附則第四条の六の第十七項」に改め、「平成三十一年三月三十一日」の下に「（車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「附則第四条の六の第十四項」を「附則第四条の六の第十六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するものうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制御制

御装置を備えるもの（施行規則附則第四条の六の二第十五項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第四十五条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年十月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

附則第十条の二の九第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第四項及び第五項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

**第一条** この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

##### （県民税に関する経過措置）

**第二条** 改正後の福島県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

##### （事業税に関する経過措置）

**第三条** 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）開始の日の前日を含む事業年度において、ガス供給業のうちガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のもの（以下この項において「特定ガス供給業」という。）を行っていた法人（同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）を除く。）の特定ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）第一条の規定による改正後の

地方税法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。以下この項において同じ。）の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度において、特定ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を地方税法等の一部を改正する法律第一条による改正前の地方税法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準

である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。

##### （不動産取得税に関する経過措置）

**第四条** 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

##### （自動車取得税に関する経過措置）

**第五条** 新条例附則第十条の二の六第九項から第十四項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

#### （税 務 課）